

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月6日

【四半期会計期間】 第10期第2四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 テラ株式会社

【英訳名】 tella, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 矢崎雄一郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町四丁目7番地2

【電話番号】 03-6272-6477(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 山本龍平

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町四丁目7番地2

【電話番号】 03-6272-6477(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 山本龍平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第9期 第2四半期 連結累計期間	第10期 第2四半期 連結累計期間	第9期
会計期間		自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日
売上高	(千円)	808,905	865,746	1,544,923
経常利益	(千円)	156,241	132,409	220,423
四半期(当期)純利益	(千円)	63,602	46,110	99,623
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	80,015	78,076	123,414
純資産額	(千円)	1,394,326	1,522,982	1,437,725
総資産額	(千円)	2,183,501	1,988,121	2,079,231
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	4.85	3.51	7.59
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	4.79	3.45	7.48
自己資本比率	(%)	62.5	72.2	67.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	183,478	112,885	406,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	106,504	176,089	150,217
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	162,477	139,447	318,102
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円)	1,007,167	827,899	1,030,551

回次		第9期 第2四半期 連結会計期間	第10期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	4.15	2.49

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、平成25年5月に、最新の画像診断技術を活かし、がん領域における新薬を中心とした治験支援事業「イメージングCRO(ContractResearch Organization)」へ新規参入するため、タイタン株式会社を設立いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国の経済は、新政権における金融緩和をはじめとした経済対策への期待感から円高の是正や株価の回復が進み、明るい兆しが見られてきましたが、欧州債務危機や中国経済の成長鈍化等による海外景気の下振れが懸念され、依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、がんワクチン療法の一つである樹状細胞ワクチン療法を中心とした研究開発、全国の医療機関に対する営業開拓、セミナー等を通じた患者に対する情報提供、学会等での発表を中心とした学術活動、大学・研究機関等に対する細胞加工施設の運営受託・保守管理サービス及びCRO事業等を継続的に行ってまいりました。

平成25年4月に、独立行政法人理化学研究所認定ベンチャーの株式会社日本網膜研究所と、出資に関する株式引受契約を締結いたしました。同社は、iPS細胞由来の網膜色素上皮細胞移植の新たな治療法の研究・開発を推進しており、世界初の再生医療の実用化を目指しています。当社は、今後、株式会社日本網膜研究所との協働関係を通じて、最先端医療の発展に貢献してまいります。

同年5月に、最新の画像診断技術を活かし、がん領域における新薬を中心とした治験支援事業「イメージングCRO (Contract Research Organization)」へ新規参入するため、タイタン株式会社を設立いたしました。タイタン株式会社は、最新の画像診断技術やノウハウを用いた治験支援サービスを提供いたします。

同年同月に、野村證券株式会社を割当先とする、第三者割当による第8回乃至第11回新株予約権の発行を決議いたしました。資金調達額は約31億円を予定しており、当社成長戦略の実現に向けた医薬品等の開発に係る資金、細胞培養施設等の設置に係る資金、海外事業の推進に係る資金、共同研究に係る資金及び有利子負債の返済に充当する予定です。

当第2四半期連結累計期間につきましては、細胞治療支援事業が順調に推移したことにより、売上高は865,746千円（前年同期比56,840千円増、7.0%増）となりました。利益面につきましては、細胞治療支援事業の売上が増加したものの、細胞治療技術開発事業の売上高の減少及び成長戦略に向けた費用が増加したため、営業利益は142,699千円（前年同期比18,253千円減、11.3%減）、経常利益は132,409千円（前年同期比23,832千円減、15.3%減）、四半期純利益は46,110千円（前年同期比17,492千円減、27.5%減）となりました。

当第2四半期連結累計期間における報告セグメント別の業績は次のとおりであります。

細胞治療技術開発事業

細胞治療技術開発事業は、樹状細胞ワクチン療法を中心とした独自のがん治療技術・ノウハウの提供を契約医療機関に行っております。

患者に対する情報提供活動につきましては、「がん治療セミナー」を当社契約医療機関と共同で、岩手県、宮城県、福島県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県及び福岡県にて開催いたしました。

全国の医療機関に対する営業開拓活動につきましては、平成25年8月に、学校法人北里研究所と提携契約を締結し、北里大学北里研究所病院に対して、樹状細胞ワクチン療法の技術・ノウハウの提供を開始いたします。これにより、契約医療機関は全国で30か所となります。

研究開発活動につきましては、平成25年4月に、国立大学法人九州大学と共同研究契約を締結いたしました。本共同研究契約に基づき、樹状細胞ワクチンの治験薬GMP（Good Manufacturing Practice）に準拠した細胞医薬品製造のためのフィージビリティスタディ（予備試験）を開始いたします。当社は、より多くのがん患者のみなさまが本療法をより広く安心して受けられるように、樹状細胞ワクチンが「細胞医薬品」として薬事承認を得るための具体的な活動を行ってまいります。

平成25年6月に、国立大学法人九州大学及び医療法人社団愛語会 要町病院との共同研究において、改良型腹水濾過濃縮再静注法（Cell-free and Concentrated Ascites Reinfusion Therapy）施術後の腹水由来がん細胞を高純度で回収することに成功しました。回収したがん細胞を樹状細胞ワクチン療法のがん抗原として利用することで治療効果がさらに高まることが期待されており、今後もこのような治療応用を普及させることを目的として、臨床研究を実施し、腹水患者のがん治療に貢献してまいります。

同年7月に、「免疫制御性樹状細胞の調製法およびその用途（特許第4547174号）」に関する独占的実施権を取得いたしました。これにより、がん領域における樹状細胞ワクチン療法に加えて、自己免疫疾患及びアレルギー疾患に対する新たな免疫療法の開発を推進してまいります。

同年同月に、アンジェス M G株式会社と子宮頸がんの前がん病変治療ワクチン（CIN治療ワクチン）について、共同研究及び開発の基本契約を締結いたしました。本契約に基づき、CIN治療ワクチンの実用化を目指し、共同研究及び開発を推進してまいります。

同年同月に、当社が提供する樹状細胞ワクチン療法について、切除不能な進行・再発胆道がんに対する同療法の有用性と予後因子の検討に関する論文が、米国の「消化器外科学会（SSAT）」の公式学会誌である「Journal of Gastrointestinal Surgery（JGS）」電子版（Journal of Gastrointestinal Surgery, 20 July 2013.）に掲載されました。

同年同月に、国立大学法人九州大学と、極めて高いがん細胞殺傷能力を有するナチュラルキラー細胞（NK細胞）「ZNK（R）細胞」に関する共同開発を行い、平成24年2月に特許を出願しておりますが、その培養技術に関する英文原著論文が、欧州遺伝子細胞治療学会、国際遺伝子細胞治療学会、英国遺伝子細胞治療学会他計10の国際学会の公式機関誌である「Human Gene Therapy Methods」電子版（Human Gene Therapy Methods, 25 July 2013.）に掲載されました。

当社は、引き続き、エビデンス（科学的根拠）の強化を推進してまいります。

当第2四半期（4月～6月）の樹状細胞ワクチン療法の症例数は約340症例となり、当社設立以降の累計で約7,000症例となりました。

当第2四半期連結累計期間につきましては、症例数が伸び悩んだことにより、売上高は566,683千円（前年同期比40,418千円減、6.7%減）となりました。利益面につきましては、売上高の減少に加え、エビデンス（科学的根拠）の強化等を図ったことによる研究開発費等の増加により、営業利益は39,921千円（前年同期比67,399千円減、62.8%減）となりました。

細胞治療支援事業

細胞治療支援事業は、研究機関、医療機関からの細胞加工施設の運営受託及び保守管理サービス、並びに消耗品、装置の販売及び販売サポート並びにCRO事業等を行っております。

当第2四半期連結累計期間につきましては、販売サポート及び保守管理サービス等の新規受注が順調に推移したこと等により売上高は299,073千円（前年同期比97,269千円増、48.2%増）、営業利益は102,777千円（前年同期比49,146千円増、91.6%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は827,899千円となり、前連結会計年度末と比較して202,651千円の減少となりました。

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは112,885千円の増加(前年同期は183,478千円の増加)となりました。その主な内訳は、税金等調整前四半期純利益132,362千円、減価償却費73,044千円、貸倒引当金の減少8,649千円、前払費用の増加19,722千円、法人税等の支払額67,365千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは176,089千円の減少(前年同期は106,504千円の減少)となりました。その主な内訳は、有形固定資産の取得による支出11,521千円、無形固定資産の取得による支出20,000千円、投資有価証券の取得による支出100,000千円、敷金・保証金の差入による支出42,675千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは139,447千円の減少(前年同期は162,477千円の減少)となりました。その主な内訳は、短期借入による収入150,000千円、短期借入金の返済による支出150,000千円、長期借入金の返済による支出69,200千円、社債の償還による支出59,200千円、リース債務の返済による支出18,709千円、配当金の支払額10,027千円、新株予約権の発行による収入17,690千円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は99,264千円であり、これらはすべて「細胞治療技術開発事業」におけるものであります。

当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	52,296,000
計	52,296,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,137,000	13,137,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式で株主の 権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
計	13,137,000	13,137,000	-	-

(注)提出日現在の発行数には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成25年5月31日臨時取締役会決議(第8、9回新株予約権)

決議年月日	平成25年5月31日
新株予約権の数	62個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	(注)3
新株予約権の行使期間	平成25年6月19日～平成28年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)4
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- [1] 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間(それぞれ(注)3に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(注)3に定義する。)が当初行使価額(発行決議日の株式会社東京証券取引所終値の120%に相当する3,978円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。
- [2] 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について
 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額の修正を決定した日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正され、行使価額の修正を決定した日の翌々営業日以降適用される。以降、毎月第2金曜日に、その日まで(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%又はリセット価額(注)3に定義する。)のいずれ

か高い価額に修正される（(注)3を参照）。

[3] 行使価額等の下限等について

本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の株式会社東京証券取引所終値の70%に相当する2,320円である（(注)3を参照）。

[4] 割当株式数の上限

本件新株予約権の目的となる株式数の上限は1,000,000株（発行決議日現在の発行済株式数13,137,000株の7.6%）となっており、これを超過して行使されることはない（(注)2を参照）。

[5] 資金調達額の下限

資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、全て下限行使価額である2,320円で行使された場合、調達金額の総額は2,337,690,212円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。

[6] 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている。

[7] 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

(1) 交付株式数の制限に係る合意

当社は、本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が累計で1,000,000株（ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割又は当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当をする場合は、当該株式併合、株式分割又は無償割当の割合に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割又は無償割当の基準日前に本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。）を超過することとなるような本件新株予約権の行使（以下「上限株数超過行使」という。）を行わせない。

当社は、割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限株数超過行使に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに残存する本件新株予約権の全部の取得の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限株数超過行使に該当しない場合、上限株数超過行使に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限株数超過行使に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限株数超過行使に該当しない場合、上限株数超過行使に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社東京証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超過することとなる場合、当該10%を超過部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行かせない。

割当予定先は、制限超過行使又は上限株数超過行使に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使又は上限株数超過行使に該当しないかについて確認を行う。

[8] 株券等の売買に関する事項についての割当予定先との間の取決めの内容

割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

[9] 株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本件新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である矢崎雄一郎は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

[10] その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

2. 新株予約権の目的となる株式の数は次のとおりであります。

本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、12,500,000円（以下「出資金額」という。）を行使価額（(注)3に定義する。）で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を行使価額で除して得られる最大整数とする（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、(注)3に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

3. 新株予約権の行使時の払込金額は次のとおりであります。

[1] 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2に定める出資金額とする。なお、修正開始日(下記第[3]項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(各本新株予約権につき、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日(別記「新株予約権の行使期間」欄記載を参照)において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。)又は個別行使請求(包括行使請求が行われた本新株予約権について、新株予約権者が、当該本新株予約権に係る包括行使請求の効力発生日となる権利行使最終期日を待たずに、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の個別行使可能期間内において、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。)に基づく本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額もこれと同額とする。

[2] 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初3,978円とする。ただし、下記第[3]項又は第[4]項に従い、修正又は調整される。

[3] 行使価額の修正

(1) 当社は、平成25年6月19日以降、平成27年6月18日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額算定期間(本項第(2)号に定義する。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の2銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額及び行使価額修正決議日現在におけるリセット価額(本項第(3)号に定義する。)を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む、以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に修正され、また、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)又は当該決定日において有効なりセット価額(本項第(3)号に定義する。)のいずれか高い価額に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間に、下記第[4]項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が2,320円(ただし、下記第[4]項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、10連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額（以下に定義する。）を下回った場合、当該10連続取引日（以下「リセット価額判定期間」という。）の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額（ただし、当該日の翌日以降、下記第[4]項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、下記第[4]項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）（ただし、下記第[4]項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）又は「リセット価額判定期間」の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内、下記第[4]項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、又は本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

[4] 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価（本項第(3)号に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、()上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した

金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社東京証券取引所が行う株式交換による当該株式会社東京証券取引所の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、12,579,075円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄記載の権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に12,579,075円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄記載の権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

平成25年5月31日臨時取締役会決議（第10、11回新株予約権）

決議年月日	平成25年5月31日
新株予約権の数	62個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 3
新株予約権の行使期間	平成25年6月19日～平成28年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 4
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- [1] 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間（それぞれ(注) 3 に定義する。）に株価が下落し、修正後行使価額（(注) 3 に定義する。）が当初行使価額（発行決議日の株式会社東京証券取引所終値の130%に相当する4,309円）を下回った場合には、交付される株式数が増加する。
- [2] 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について
当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額の修正を決定した日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正され、行使価額の修正を決定した日の翌々営業日以降適用される。以降、毎月第2金曜日に、その日まで（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%又はリセット価額（(注) 3 に定義する。）のいずれか高い価額に修正される（(注) 3 を参照）。
- [3] 行使価額等の下限等について
本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の株式会社東京証券取引所終値の70%に相当する2,320円である（(注) 3 を参照）。
- [4] 割当株式数の上限
本件新株予約権の目的となる株式数の上限は1,000,000株（発行決議日現在の発行済株式数13,137,000株の7.6%）となっており、これを超えて行使されることはない（(注) 2 を参照）。
- [5] 資金調達額の下限
資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、全て下限行使価額である2,320円で行使された場合、調達金額の総額は2,337,690,212円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。
- [6] 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている。
- [7] 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

(1) 交付株式数の制限に係る合意

当社は、本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が累計で1,000,000株（ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割又は当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当をする場合は、当該株式併合、株式分割又は無償割当の割合に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割又は無償割当の基準日前に本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような本件新株予約権の行使（以下「上限株数超過行使」という。）を行わせない。

当社は、割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限株数超過行使に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに残存する本件新株予約権の全部の取得の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限株数超過行使に該当しない場合、上限株数超過行使に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限株数超過行使に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限株数超過行使に該当しない場合、上限株数超過行使に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社東京証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行かせない。

割当予定先は、制限超過行使又は上限株数超過行使に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使又は上限株数超過行使に該当しないかについて確認を行う。

[8] 株券等の売買に関する事項についての割当予定先との間の取決めの内容

割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

[9] 株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本件新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である矢崎雄一郎は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

[10] その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

2. 新株予約権の目的となる株式の数は次のとおりであります。

本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、12,500,000円（以下「出資金額」という。）を行使価額（(注)3に定義する。）で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を行使価額で除して得られる最大整数とする（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、(注)3に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

3. 新株予約権の行使時の払込金額は次のとおりであります。

[1] 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2に定める出資金額とする。なお、修正開始日（下記第[3]項第(1)号に定義する。）後の包括行使請求（各本新株予約権につき、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日（別記「新株予約権の行使期間」欄記載を参照）において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。）又は個別行使請求（包括行使請求が行われた本新株予約権について、新株予約権者が、当該本新株予約権に係る包括行使請求の効力発生日となる権利行使最終期日を待たずに、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の個別行使可能期間内において、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。）に基づく本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額もこれと同額とする。

[2] 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初4,309円とする。ただし、下記第[3]項又は第[4]項に従い、修正又は調整される。

[3] 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成25年6月19日以降、平成27年6月18日までの間（以下「行使価額修正期間」という。）、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額算定期間（本項第(2)号に定義する。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値が下限行使価額（本項第(2)号に定義する。）以上である場合には、修正開始日（行使価額修正の決定を行った日（以下「行使価額修正決議日」という。）の2銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。）以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「行使価額修正の決定」という。）することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額及び行使価額修正決議日現在におけるリセット価額（本項第(3)号に定義する。）を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日（当日を含む。）から修正開始日の翌月の第2金曜日まで（当日を含む。）の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む、以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。）に修正され、また、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日（初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）又は当該決定日において有効なリセット価額（本項第(3)号に定義する。）のいずれか高い価額に、それぞれ修正される（修正後の行使価額（修正開始日行使価額を含む。）を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間に、下記第[4]項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が2,320円（ただし、下記第[4]項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 修正開始日以後、10連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額（以下に定義する。）を下回った場合、当該10連続取引日（以下「リセット価額判定期間」という。）の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額（ただし、当該日の翌日以降、下記第[4]項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、下記第[4]項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）（ただし、下記第[4]項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）、又はリセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間に、下記第[4]項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、又は本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

[4] 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、()上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含めないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社東京証券取引所が行う株式交換による当該株式会社東京証券取引所の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、12,579,075円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄記載の権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に12,579,075円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄記載の権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日		13,137,000		593,017		464,694

(6) 【大株主の状況】

平成25年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
矢崎 雄一郎	東京都目黒区	4,388	33.40
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	830	6.31
旭化成株式会社	大阪府大阪市北区中之島3-3-23	697	5.30
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	430	3.27
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	272	2.07
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内1-6-6	135	1.03
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	123	0.93
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	113	0.86
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	100	0.76
株式会社アドバンスト・メディ カル・ケア	東京都港区赤坂9-7-1	100	0.76
ジェーピー モルガン チェース バンク 385181 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5 J P, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4-16-13)	100	0.76
計		7,291	55.50

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,133,700	131,337	完全議決権株式で株主の権利に特 に制限のない株式 単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 3,100	-	-
発行済株式総数	13,137,000	-	-
総株主の議決権	-	131,337	-

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) テラ株式会社	東京都千代田区麹町四丁 目7番地2	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,030,551	827,899
受取手形及び売掛金	291,667	287,915
原材料	3,390	4,275
前払費用	50,390	69,979
繰延税金資産	9,666	6,282
その他	25,887	12,100
貸倒引当金	8,506	1,804
流動資産合計	1,403,047	1,206,649
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	212,256	195,656
工具、器具及び備品（純額）	215,570	189,138
リース資産（純額）	54,633	37,646
有形固定資産合計	482,460	422,441
無形固定資産		
ソフトウェア	9,167	14,494
ソフトウェア仮勘定	41,567	57,960
特許実施権	14,791	12,541
無形固定資産合計	65,526	84,996
投資その他の資産		
投資有価証券	36,750	136,750
敷金	64,666	107,302
保険積立金	9,681	11,613
繰延税金資産	16,837	15,848
その他	2,207	2,518
貸倒引当金	1,946	-
投資その他の資産合計	128,196	274,033
固定資産合計	676,183	781,471
資産合計	2,079,231	1,988,121

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,085	12,434
1年内償還予定の社債	95,900	73,400
1年内返済予定の長期借入金	116,400	69,700
リース債務	36,991	29,343
未払金	56,411	48,730
未払法人税等	69,753	51,809
資産除去債務	-	5,087
その他	33,649	35,453
流動負債合計	427,192	325,957
固定負債		
社債	113,200	76,500
長期借入金	22,500	-
リース債務	23,204	12,142
長期預り敷金	50,537	50,537
資産除去債務	4,871	-
固定負債合計	214,313	139,180
負債合計	641,505	465,138
純資産の部		
株主資本		
資本金	593,017	593,017
資本剰余金	464,694	464,694
利益剰余金	342,390	377,991
自己株式	270	270
株主資本合計	1,399,832	1,435,433
新株予約権	-	17,690
少数株主持分	37,892	69,858
純資産合計	1,437,725	1,522,982
負債純資産合計	2,079,231	1,988,121

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
売上高	808,905	865,746
売上原価	271,599	300,980
売上総利益	537,306	564,766
販売費及び一般管理費	376,354	422,067
営業利益	160,952	142,699
営業外収益		
受取利息	95	110
不動産賃貸収入	40,277	38,340
助成金収入	533	147
その他	3,004	1,780
営業外収益合計	43,910	40,378
営業外費用		
支払利息	5,018	2,524
社債利息	1,517	941
不動産賃貸原価	40,277	38,340
株式交付費	174	-
支払保証料	720	448
その他	913	8,413
営業外費用合計	48,621	50,668
経常利益	156,241	132,409
特別損失		
固定資産除却損	11	-
固定資産廃棄損	-	46
投資有価証券評価損	9,747	-
リース解約損	0	-
特別損失合計	9,758	46
税金等調整前四半期純利益	146,482	132,362
法人税、住民税及び事業税	72,234	49,912
法人税等調整額	5,766	4,373
法人税等合計	66,467	54,286
少数株主損益調整前四半期純利益	80,015	78,076
少数株主利益	16,413	31,966
四半期純利益	63,602	46,110

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	80,015	78,076
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
四半期包括利益	80,015	78,076
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	63,602	46,110
少数株主に係る四半期包括利益	16,413	31,966

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	146,482	132,362
減価償却費	78,259	73,044
貸倒引当金の増減額（は減少）	162	8,649
受取利息及び受取配当金	95	110
支払利息及び社債利息	6,535	3,466
助成金収入	533	147
投資有価証券評価損益（は益）	9,747	-
固定資産除却損	11	-
固定資産廃棄損	-	46
株式交付費	174	-
リース解約損	0	-
売上債権の増減額（は増加）	11,742	3,752
たな卸資産の増減額（は増加）	1,636	885
仕入債務の増減額（は減少）	25,545	5,651
前払費用の増減額（は増加）	32,987	19,722
未収入金の増減額（は増加）	46	11,045
未払金の増減額（は減少）	12,223	7,736
未払費用の増減額（は減少）	733	4,427
未払消費税等の増減額（は減少）	1,531	4,373
その他	6,985	7,597
小計	205,881	182,017
利息及び配当金の受取額	95	110
利息の支払額	6,577	3,499
助成金の受取額	4,761	1,622
法人税等の支払額	22,086	67,365
法人税等の還付額	1,405	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	183,478	112,885
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	77,038	11,521
有形固定資産の売却による収入	25	-
投資有価証券の取得による支出	-	100,000
無形固定資産の取得による支出	27,560	20,000
保険積立金の積立による支出	1,931	1,931
敷金及び保証金の差入による支出	-	42,675
敷金及び保証金の回収による収入	5,203	39
長期預り金の返還による支出	5,203	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	106,504	176,089

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100,000	150,000
短期借入金の返済による支出	100,000	150,000
長期借入金の返済による支出	85,200	69,200
社債の償還による支出	62,200	59,200
リース債務の返済による支出	24,078	18,709
新株予約権の行使による株式の発行による収入	9,023	-
新株予約権の発行による収入	-	17,690
自己株式の取得による支出	11	-
配当金の支払額	10	10,027
財務活動によるキャッシュ・フロー	162,477	139,447
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	85,502	202,651
現金及び現金同等物の期首残高	1,092,670	1,030,551
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,007,167	827,899

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
(連結の範囲の重要な変更) 当第2四半期連結会計期間より、新たに設立したタイタン株式会社を連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
研究開発費	66,373千円	99,264千円
給与及び手当	70,864千円	81,749千円
役員報酬	52,440千円	51,375千円
広告宣伝費	56,252千円	47,861千円
支払報酬料	32,381千円	38,456千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
現金及び預金勘定	1,007,167千円	827,899千円
現金及び現金同等物	1,007,167千円	827,899千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月8日 臨時取締役会	普通株式	10,509	0.80	平成24年12月31日	平成25年3月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	細胞治療技術 開発事業	細胞治療 支援事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	607,102	201,803	808,905	808,905	-	808,905
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	607,102	201,803	808,905	808,905	-	808,905
セグメント利益	107,321	53,631	160,952	160,952	-	160,952

(注) セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	細胞治療技術 開発事業	細胞治療 支援事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	566,683	299,063	865,746	865,746	-	865,746
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	10	10	10	10	-
計	566,683	299,073	865,756	865,756	10	865,746
セグメント利益	39,921	102,777	142,699	142,699	-	142,699

(注) 1. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 当第2四半期連結累計期間より、連結子会社であるタイタン株式会社を「細胞治療支援事業」セグメントに含めております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これによる当第2四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

なお、当第2四半期連結累計期間より連結子会社であるタイタン株式会社を「細胞治療支援事業」セグメントに含めております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	4.85円	3.51円
(算定上の基礎)		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	63,602	46,110
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	63,602	46,110
普通株式の期中平均株式数(千株)	13,111	13,136
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4.79円	3.45円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	175	231
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	第8回新株予約権 62個 第9回新株予約権 62個 第10回新株予約権 62個 第11回新株予約権 62個 なお、新株予約権の概要は「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 6日

テラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 浩一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 孫 延生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているテラ株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、テラ株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。